

【漢検漢字文化研究奨励賞】佳作

訓字主体表記と略音仮名

奈良女子大学文学部 准教授 尾山 慎

はじめに

二合仮名と略音仮名というのは、同じ子音韻尾字を素材としてできた仮名であるが、もともとの漢字それ自身においては、どちらで使うべきか本来的に決まっているものではない。ただ、二合仮名になりやすいもの（p韻尾とm韻尾）と、なりにくいもの（t韻尾とng韻尾）という傾向は、結果的には認められる¹⁾。しかし、読み手が、「これはm韻尾字だからおそらく開音節形の二合仮名で読むだろう」などと判断するとは考えにくい。読み手にとって、ある子音韻尾字が、略音仮名なのか、二合仮名なのかという判断ができるとすれば、こういった条件が考えられるだろうか。その疑問が、本稿で行う考察の発端である。

このことを考えるために、対象を訓字主体表記歌巻に絞ってみることにする。これは、同歌巻において萬葉集におけるほぼ全ての二合仮名および二〇〇〇例があらわれており、かつ略音仮名もおよそ二〇〇〇例が認められるためである。これらの歌巻では「訓字」を「主体」とするのであるから、「仮名」は補助的な役割にあるとふつう考えられるが、その括りだけだと、二合仮名と略音仮名の使用されている条件は同じになってしまう。そもそも仮名が徹頭徹尾、訓字に従属的であるともいえず、総訓字というのを極端においた場合、そこにどれだけ、どのような形で仮名が交じるかという内実は多彩である。句単位でみれば仮名のほうが優勢ということもままあり得る。

結語の国の 木國之 昔弓雄之 響矢用 鹿取靡 坂上爾曾安留（巻九・一六七八）

そして多彩であるゆえ、二合仮名を取り巻く環境と、略音仮名を取り巻く環境は厳密には違うのではないか、という見通しもたつ。換言すれば、訓字主体表記にあって使われるということそれ自体は、二合仮名と略音仮名の機能的差異を把握するための別として、はさほどの意味をもたない。稿者自身、二合仮名の特質を「訓字主体表記で主用され」という言いをもって強調してきた。間違いではないが、十全な位置づけとはいえなかった。そこで、毛利正守「二〇〇九」、同「二〇一〇」で指摘されている「訓用法」「仮名用法」という位置づけや、また佐野宏「二〇一一」の「用字法」と「表記法」などの観点を踏まえつつ、訓字主体表記において略音仮名が使われ、そしてまた単音節仮名として読まれ得ることの内実と意味とを、二合仮名と対照させつつ考えてみたい。

1. 問題の所在

二合仮名のほうは、訓字主体表記歌巻においてほぼその全てが用いられ、略音仮名のほうは仮名主体表記歌巻に多く使われているものの、先述の通り訓字主体表記にもおよそ二〇〇〇例が認められる。萬葉集全体で略音仮名はのべ七七〇〇余例あるため、仮

名主体表記歌巻中のほうがもちろん使用数は相対的に多いのだが、仮名主体表記専用と違ってしまふには躊躇される数が訓字主体表記中にも認められるのであり、単純な使用度数でいえば、略音仮名のほうが多いということは見過ごせない。訓字主体表記の中で、両仮名はどうそれぞれ使われているのか、そしてそこから訓を主体とする環境で仮名を使うということについて改めて検証したい。

二・考察に先だつて

二・一 用字法と表記法

井手至「一九九九」（初出は一九七二年）に次のような指摘がある。

表記法と用字法の差は、前者が漢字や仮名を用いていかにことばを表記するかを問題とするのに対して、後者は、いかなる表記法をとるにしろ、その表記法の枠内で、一定のことばをいかなる文字を用いて記すかを問題とするという点において相異があるわけである。従って、表記法の研究が、概して体制的、規範的、即言語的な問題を受けもつものに対して、用字法の研究は、個別的、修辭的、文字表現的な面を取り扱うことになる。（五六頁）

これをうけて佐野宏「二〇一一」が、字を選び書き、結果なんらかの表記ができあがるということについて、二つの階層を設けて分析すべきことを説いた³⁾。

文字選択の範列系には大別して二つの階層があると考えられる。一つは、言葉の分節と文字の対応について、分節された単位を訓字表記（表語）と仮名表記（表音）のいずれで記すかといった、体制的、規範的な枠組みに関わる表記法である。今ひとつは、いかなる表記法を選択するにしろ、その枠内で、言葉―分節されたもの―をいかなる文字によって記すかという個別的修辭的な用字法である。

つまり、音節あるいは語に対してある一字をあてるという一々の個別的なそれを用字法といい、それらを包括する体制的な枠組みを表記法とよぶ。たとえば「ヤスミシシ」という語について、「ヤ」に「八」をあてること、「スミ」に「隅」をあてるということそれぞれは、「用字法」である。ただしできあがった表記「八隅知之」は、主として訓をもって記されているという体制的な枠組みを指摘できるから、これを「表記法」とよぶことができるわけである。一字一字あてていかねば表記はできないから、理論的には個々の用字法が先だつわけだが、現実には書き手は、「主に訓で書こう」などと決心して書いていくことも往々にしてあったと思量される。その時は、「表記法」が「用字法」に対して規制をかけている形になる。このように、個々の音節に文字をあてることと、それらが連なる形におけるなんらかの表記上の統制・規制とをわけて考えるという立場を、本稿も踏襲する。

二・二 読み手による同定方法

佐野「二〇一一」は書き手と読み手の立場を端的にこう指摘する。

読み手が、表記中の個々の文字・文字列を「訓読」する場合、それが表し得る範列系から妥当な訓（よみ）を選択している。このことは、書き手が、書こうとする言

葉に対応し得る文字の範列系から文字を選択することと並行している。

これについて改めてまとめておこう。書こうとする語（音節といってもいい）に見合う字を選ぶ際に、書き手の脳裏には、候補となる字母が、訓であろうが音であろうが範列をなしているわけだが、選ばれるのは常に一つである。そして、絞り込みを経て、決定に到る。その時にたとえば音仮名で書くということは決心していて、音仮名の候補字にとりあえず絞り込んだものの、その中でも訓字で比較的良好よく使われる字母は止めておこうという意識が働いてそれらを除外した、と仮定してみよう。この判断根拠は、自身の経験則上に仮想的に存在する「読み手」に一瞬成り代わったことによるものだといえる。なぜなら、書き手にとっては当然、音声言語が先行するわけで、ある歌の誕生から書かれて完成するまでのいわば一部始終を知っているのだから、訓によく使われる字だろうが、そうでなからうが、奇字であろうが、難読字であろうが、何を使っても書き手本人だけのことなら不都合は生じない。しかし、そこで敢えて文字を選抜するというのは、つまり、完成されたそれを想像し、可読性をテストしているからに他ならない。

対して、読み手のほうは、個々の漢字をみれば、それに対応する読みの範列が脳裏に浮かぶ。しかし、こちらでもまた最終的に一つに決定するための絞り込み条件が必要である。そのためには、その文字だけを睨んでいてもおそらく答えを絞りきることはできない。きつとその前後、あるいは全体に目を配るはずだ。たとえば、音訓問わずとにかくその文字がもつ読みを次々と当てはめてみて、語形をなすもの、文意が通るものを探しあてる、“風漬し”なやり方も方法の一つとして考えられるが、それこそ、結局は前後の文字と同時的に行わねばならない作業になる。従って、音か、訓かが全く五分五分の可能性であって決定しがたいという状態が全ての字において等しくあって、なおかつそれを一文字目から一字一字を分断して見つけて読み解いていたのではきつと、ないであろう。前後に配置されている文字の性質、あるいは一首を貫いて認められるような文字使用、さらに簡単などころでいえば、知っている文字がないか探し、それを手がかりにするなどの方法によって、まずは大枠での読みの、暫定的な判断材料とするケースが多かったと考えられる。つまり、概していえばこれは先に挙げたところの「表記法」をまず注視していることになる。もちろん、それらが実際に判断材料として読み手に機能するためには、ある程度の経験が必要にはなる。萬葉集歌を知っている人と知らない人のそれぞれに「八隅知之」を読ませた場合、正答「ヤスミシ」に到る時間に差異がある（あるいは正答に到ることができない）のは当然であろう。

さて、

安之比奇能夜麻左久良婆奈比等目太尔伎美等之見弓婆安礼古非米夜母

（大伴家持 卷一七・三九七〇）

の一字目「安」が、訓の「やす」ではなく音の「ア」であるとおそらく間違いない下され得る読み手のその判断には、その後にはずらりと並ぶ文字のありさまも関係している。書き手が、ほぼ音仮名だけで表記した（右では「目」「見」が訓よみ）その結果に、対峙した読み手が、一瞥して、やはり「これはおそらくほぼ音仮名だろう」という当たりをつけ得るとみることは不自然ではない。この三一並んだ個々の字の、一字一字がいかに読まれるかということ候補として並べて、音と訓との両方の候補を代わる代わる当てはめてみて、他候補をつぶして、読めたら次の字に移ってというのを繰り返す三一

文字目に到達してはじめて「ああ、音仮名ばかりだった」と気づくというようなことが、どれほどあったらうか。経験を積んでいる者ほど、それは考えにくい。つまり、いきなり音仮名で一音節という判断のもとに読んでいくことは十分可能であったらう、と思われるのである。書かれた歌に對峙した読み手は、もちろん個々の文字を読んではいるのだが、しかし往々にして線条的に並ぶ文字を手がかりにしつつ個々の文字の読みを決定しようとしている。それが一首全体による“当たり”か、句ごとの“当たり”かは個別のであらう⁴。

二・三 略音仮名か、二合仮名か

尾山慎「二〇一一」にて指摘した通り、略音仮名と二合仮名は、字母がほとんど重複しないようになってきている。この、同一字母をもとにしてそれを一音節仮名と二音節仮名に両用することが避けられているということは、つまり、ある子音韻尾字由来の仮名に出会った時に、略音仮名で使われることが主、あるいは二合仮名で使われることが主という経験則に基づく知識を有効利用できることにつながる。ただし、それが実際に有効に機能するのは、もちろんその文字に少なくとも二度目以降に出会った時ではあるが。子音韻尾字由来の仮名が、字母をほぼ重複させず、いずれか一方の使用であることがほとんどであるために、二合仮名なら二合仮名で読んだかつての経験をまずはそこに当てはめてみれば、大抵はそれでスムーズに正解に到ることができる——この点では、結果的にせよ確かに合理的にみえるが、はじめて出会う子音韻尾字については、略音仮名主用字なのか、二合仮名主用字なのかということの経験的知識をもっていないため、その文字だけを見ても判断がつかない。そうすると、略音仮名なのか、二合仮名なのかを判断せしめる材料は自然、他——つまりその文字それ自身以外のことにも求められると考へなくてはならない。

二・四 いかにか「当たりをひける」か

漢字だけで書かれている萬葉集の歌に對峙した時、当然ながら仮名なのか、訓なのかということ、あるいはどの部分でどう混淆しているのかなどということをまずは看破する必要がある。最大では歌一首（先の総音仮名表記など）を俯瞰して、ということもある一方で、文字レベル、語レベル、句レベルなどで、表語あるいは表音の弁別をなす。そしてもちろんそれらの判断には和歌の音数律ということがベースにおかれている。さて、そのような文字の並びを読解していく時、単にその文字の読みを知っているということ以外にも、どの程度、その文字を使うにあたっての傾向なり規範性なりを把握しているか否かも重要とならう。先ほど風潰しの読解ということを述べたが、単に文字ごとの読みを知っているだけでは、その方法ばかりがとられなくてはならなくなる。しかし、実際は、前述のように、どのように使われるかという傾向ないし規範性なりを経験を通して見いだすようになり、それが読解にあたって重要な位置をなすと考えられる。たとえば次のようなケースを仮説的に挙げることでしよう。

①その文字はほとんど仮名（もしくは訓）でしか使われない、という経験的知識から。

②二字以上の並びで語をなしているのを、その語のよくある綴りとして記憶している

ことから。

(例)「良武」は集中で九四例あるが、こういったものを経験的に知っている。

「君尔」のように訓+仮名の並びで使われることが多いということを経験的に知っている、等

①は単に音訓ということのみならず、音でもってある特定の語を記すことが多いというような知識をも含めておきたい。たとえば「登」字は、萬葉集五七一例中、訓字では一二例のみの使用で、音仮名として使われる五五九例の中でも約三六〇例までが助詞「と」に使われる。一方の②は①が前提となるともいえるだろう。②の「良武」のごときある種の固定性、継承性は仮名字母の規範というものを考える上で見逃せない。

ところで②のような、訓+仮名という文字並びで、かつそれが自立語+付属語という構造になっているような例が多いことをもって、目が慣れていくということも考えられる。そういう場合、

知っている訓字+未知の文字 (＝さしあたり読み方が絞れない文字)

たとえばこのように知らない字が混じっていたとしても、前の訓字を知っている時に後者が仮名ではないかと予想することができたり、あるいは

知っている訓字——知っている仮名——未知の文字——知っている訓字……

と並んでいる時に、「未知の文字」は仮名ではないだろうか、そしてそこが分節に相当するのではないだろうかと予想できたり、ということである。これらは、語や分節レベルの話だが、先にも述べたように、一首全体の在りようを俯瞰することもあり得ただろう。こういった経験に基づく知識を多く積んでいくことによって、文字で装われた向こうの言葉を見通すことは徐々に容易になっていくと思われる。萬葉集を学ぶ現代の我々でも、ほとんどみた瞬間に一字一音表記だろうとわかったりするようにするのは、まさに学習、経験によるものだろう。

二・五 所与の仮名と新たに作り出される仮名

さて、右に学習と経験とに触れたが、厳密にいえば、仮名それぞれには生い立ちがある。つまり仮名を使うその経緯として、大別して、所与のものとしてそれを使う場合と、新たに仮名として作り出された上で使われることがあり得る。ただし、所与のものといっても、必ず最初に作り出された瞬間と、その作者である誰かはいるはずなので、全ての仮名はいつかどこかで漢字から作り変えられたものには違いない。しかし、渡来人などの存在を考えると、列島外から持ち込まれたこともあり得るから実質的に所与といつて差し支えないものも確かにあるだろう。たとえば古代朝鮮人が書き手となって書いたものに使われた吏読を、日本人が自身の固有名詞やあるいはその他の語を表記するために使用するようになった場合は、その「仮名」は日本人にとって事実上所与のものと同然とみることができるといえる。また、新たに仮名を作り出すという場合、もちろん素材は漢字とその字音であって、求める先は字音資料等(またはそれらを学習したことによる知識)であったと思われる。ある人物が字音から仮名に新たに転用し、そしてそれを読んだ別のある読み手が、自身が書く時にそれを使って書いた場合、生みだされてからたった二回目の使用であっても、その二人目の人間にとっては、それはもう所与の仮名だったということもできる。しかし、より多くの人間がその来歴を知ることな

く（顧みることもなく）、仮名としてすでに心的辞書に登録されているようなまさしく所与の仮名の状態になるには、作り出された仮名が繰り返し、個人の業という枠をこえて次第に社会的規範性を得て、より一層再生産を繰り返していくことに依らねばならぬまい。この間に世代が変わるほどの時間を要す場合もあるかもしれない。もとはといえば字音から作り出したものだという点について「価値ある忘却」してしまえば、その文字はすでに仮名であり、仮名としてどこにどう使うかということだけに意識が向く。漢籍学習の経験値を蓄積した人物が書き手であれば、既知である所与の仮名に加えて、このように仮名に転用され得る字母の候補も脳裏に浮かぶことがあっただろう。そして実際にそれが選択されたならば、それは字音から新たに仮名へと作り替えられた瞬間であるということができる。たとえば柿本人麻呂がよく使用した、稀字母の二合仮名の由来もそういった経緯ではなかったかと思量される。

このように、仮名の生い立ちも、仮名の字母の規範がどのように確立されていくかを考える上で確かに重要ではあるが、一々の特定は難しいことが多い。そして、本稿が主に視座におく「読み手」にとっても、未知の文字の出会いをどう捉えるかは様々であったはずだ。たとえば自身が読みにくい文字に出会った際に、自身が知らないだけだと思う、あるいは、社会的にみてもかなり特殊だ（読みにくい）といったことから直感的に書き手の独自の思いつきではないかと判断したりという、様々な反応が考えられる。本稿では以下、一々の仮名の生い立ちには踏み込まず、各仮名の使用状況をはかっていくことにする。

二・六 本稿の考察方法

長らく述べ来ったが、以上のような観点から、訓字主体表記において、読み手がその子音韻尾字が略音仮名であると看破できる要因について探ってみよう。その際に、次のような観点から考察を加える。

考察① 仮名主体表記で使われる略音仮名字母および使用頻度との比較

その文字が、音訓いずれで使われるかとか、略音で使われることが多いか二合で使われることが多いか、といったことに思いが及ぶ時があったとしても、しかし全く前後の文字をみずに思い悩むということは考えにくく、やはり、表記を読む際の判断根拠として、まずは文字の連鎖を俯瞰して当たりをつけるだろう、ということ述べた。しかし同時に、当たりをつけるためには、個々の文字の音訓はある程度は知っておかねばならず、しかも、それらが連続した形を読んだことがあるといういくらかの経験をも有していることがおそらく必要であろう。ただしその時、当たりをつけるためといっても、別に必ずしも全ての字の読みを知っていなくてもよい。断片的な情報や、一首全体のスタイルたとえば数えてみたら三十一文字あるとか―ことも判断根拠として有意である。つまり、知らない字が混じっていても当たりはつけられる。逆に、文脈から分離させた個々の文字の読みは全てわかっていても悩まずにすっきり一首を読めるとは限らないのである。

さて、略音仮名と二合仮名の場合と同じ音読みで音節数が異なるという違いである。訓字主体表記では、漢字の、表語という性質を活かして日本語訓を表すものとして使い、それゆえ一文字あたり一音節以上を担う文字が多く並ぶ。たとえば略音仮名がこの中に

交じえられながらも、音であり、かつ二合仮名ではなく一音節の仮名であるという判断を下す根拠はどのようなところにあったのか、ということをまずは明らかにしたい。その一つとして略音仮名の文字としての使用状況を、歌巻をこえて精査する。

考察② 子音韻尾字が使われる文字並びの検証

文字の連鎖―ある歌一首を書き表した時、

全て訓字で書いている

全て音仮名で書いている

というのを両極として、間は多様であろう。中には一概に判断できないものもある。仮名主体表記において二合仮名が使われにくい理由は、まず一文字あたりの音節数が他に比して不整合をきたす点にあると考えられる。略音仮名にも読むことができるかもしれない字を、ほぼ一字一音で占められる連鎖の中に二音節字のつもりで（二合仮名として）挿入しても不合理である、という見通しが、二合仮名を同歌巻中に使いにくくさせている大きな理由の一つであると考えられる。

既述の通り訓字主体表記に略音仮名は二〇〇〇余例ある。そして同歌巻内には二合仮名のほぼ全てがあらわれている。こちらの歌巻は訓字を主とするといっても多様であって、仮名主体表記ほどに一貫した一文字あたりの音節数の統一性はない。そうすると、一文字あたりの音節数の整然さという点ではなくて、略音仮名は、訓字に交じって使われながらも二合仮名ではないという判断を読み手に働かしめる状況証拠がそろっているかを検証する。そこで、略音仮名が、どのような種類の文字の中に存在しているかを検証する。

三. 考察

三. 一 考察①―字母の検証

ここでは、訓字主体表記歌巻と仮名主体表記歌巻それぞれにおける略音仮名字母と、その使用度数の調査をするという第一の考察に臨む。両者での対照が明確になるように、字母をそろえて一覧表にし、一方にその字母が見いだせない場合は空欄とする。紙幅の都合上、字母を現代日本漢字音で五〇音順に並べ、ア、ナ、ハ、ヤ、ラ、ワの三段に分ける。なお、数値を先に述べておくと、左のようになる。

訓字主体表記歌巻では六六字種。

仮名主体表記では六七字種。

両者で使用が認められる字母は四一字種で、半数以上になる（表中の網かけ）。

二合仮名でも使われるという両用字母は「作」「君」「散」「難」「万」「香」。

※表上端の「訓」は訓字主体表記歌巻所載を、「仮」は仮名主体表記歌巻所載を示す。

表一①

訓 安印雲 樂吉興凝君結甲香作散式靈宗准新仁積曾 賊陳天田登等藤騰得 南難日寧年濃能農
仮 安印 憶吉 君 香作散 靈宗 新仁 曾僧則俗 天田登等藤騰得特南難 年濃能農

表一②

訓 薄 八防儀 必物文聞 邊平便方 朋房末方望 木目蒙 用欲
仮 泊 伐伴半反煩必物文聞別返邊 便 弁芳 末万 滿民面 蒙勿容楊用欲

表一③

訓 良隣烈烈 延遠
仮 良 列 連浪隣表延遠越怨

次に使用頻度上位一五字種をそれぞれ挙げてみよう。字母の右の数字はのべ用例数を示し、その順位で並べてある。なお、訓字主体表記歌巻における略音仮名は二〇〇八例あり、うち上位一五字種で一八二三例（九〇・七％）を占める。

〈訓字主体表記使用字母 上位〉

曾良香能登聞等文便安吉仁騰天

〈仮名主体表記使用字母 上位〉

能等良安登曾吉欲末騰延香遠天仁

試みにこのように上位一五字種を挙げたが、全ての字母が訓字主体、仮名主体の両歌巻であらわれていることがわかる（右の表の網がけを参照）。なお、この使用頻度上位字種中と限定した場合、重複しないのは、訓字主体表記歌巻側からいえば「聞」「文」「便」「万」、仮名主体表記歌巻側からいえば「欲」「末」「延」「遠」である（それぞれ細字でやや小さくし、傍線を施して表示）。なお、一合仮名でも使われる字母は「香」と「万」であるが、後者は仮名主体表記ではあまり上位にのぼらない。以上より、概ね使用頻度上位字種は一致し、かつ二合仮名との両用字母も頻用されないとみて誤らない。

このように、訓字主体表記歌巻の略音仮名字母は、つまり仮名主体表記歌巻でもよく使われる字母がやはりよく使われているということが判明した。加えて、抑制されている二合仮名との両用字もあまり積極的には用いていない。仮名主体表記でよく使われる字ということが、略音仮名であることを認識しやすい条件の一つとしてあったとみてもよいのではないだろうか。

三・二 考察②——文字並びの検証

毛利正守「二〇一〇」は二合仮名を訓用法に、略音仮名を含めた単音節仮名を仮名用法に位置づけた。これは略音仮名、二合仮名という個別的な用字法を、一句内、あるいは一首内の他の文字との共起性や親和性をもとに、体制的な枠組みである表記法と連続的に把握しようとする位置づけである。これに鑑みても、訓字主体表記であっても略音仮名が使われることを、表記法の視点から俯瞰してみることは重要であると考えられる

のである。以下、略音仮名と二合仮名を取り巻く環境について検証する。

以前稿者は、二合仮名がどのような文字の並びの中にあらわれるかということについて論じたことがある（尾山慎「二〇〇九」）。その時に得られた結果のうち、一字一音節の音仮名との関わりについても一度みておくことにしよう。なお、全て一句中においてという条件のもとで掲出している。

※網がけが当該二合仮名、隣接する仮名には波線を施す。

・ 一字一音の音仮名に続けて二合仮名が表記される場合―一七例

奥名豆_レ颯_レ（オキニナツサフ） 待戀_レ奴_レ濫_レ（マチコヒヌラム）

・ 一字一音の音仮名が、二合仮名の後に続いて表記される場合―四五例

音聞_レ監_レ呑_レ（コエキケムカ） 難_レ可_レ将_レ嗟_レ（ナニカナゲカム）

・ 前後を一字一音の音仮名に挟まれる例―四例

指_レ南_レ与_レ我_レ兄_レ（シナムヨアガセ） ※「指南」 有_レ廉_レ叙_レ波_レ（ウレムゾハ）

尔_レ太_レ遥_レ越_レ賣_レ（ニホヘヨトメ） ※「越賣」 佐_レ可_レ遥_レ越_レ賣_レ（サカエヲトメ）

二合仮名が一字一音の仮名と隣接することがあるのは一九八例中六六例（三三・三三％）である。このうちでも特に三項目目に挙げた一字一音の仮名に挟まれることがごく稀である（四例）という点は注意される。なお、二合仮名が訓字に付随するのは七二例、訓字を自らの後に従えるのは九例、一句中において訓字と訓字に前後を挟まれるのは二五例であり、やはり二合仮名は一字一音仮名よりも、訓字との親和性が強いということが明らかである。

では次に、略音仮名が使われている場合の文字並びの特徴をみてみよう。ここでは先に挙げた頻用上位一五字種で検証する。一五字種のべ一八二三例のうち、その略音仮名が一字一音の音仮名と前後いずれかで隣り合わせ、あるいは前後を挟まれている例を検索すると、一〇八五例にのぼる（五九・五％）。代表的なパターンで用例をいくつか挙げておこう。

・（一句内で）他の音仮名に前後を挟まれる

於_レ曾_レ理_レ無_レ（オソリナク）

山_レ可_レ良_レ志_レ（ヤマカラシ）

往_レ過_レ奴_レ良_レ之_レ（ユキスギヌラシ）

・ 前が音仮名

吾_レ己_レ曾_レ座_レ（ワレコソイマセ）

由_レ米_レ登_レ云_レ管_レ（ユメトイヒツツ）

加_レ吉_レ結_レ（カキムスビ）

・ 後が音仮名

雖_レ見_レ安_レ可_レ受_レ（ミレドモアカズ）

夏_レ来_レ良_レ之_レ（ナツキタルラシ）

手_レ折_レ登_レ波_レ（タヲルトハ）

ところで、略音仮名が訓字に挟まれるという例ももちろん存在する。このようなものは「と」や「の」や「そ」などの助詞、「こそ」などそもそも自立語と自立語との間いきやすいものを表記する字母で多くみられる。たとえば一句内で訓に挟まれる例で挙げれば三六七例あり、全体の約二〇％になる。

心曾痛(ココロソイタキ)

賢良為者(サカシラスルハ)

長登君者(ナガクトキミハ)

待騰来不座(マテドキマサズ)

訓字主体表記歌卷であるので、こういう例がみられるのは首肯されることだが、全体の傾向として、略音仮名は訓に挟まれて孤立的というよりは、他の一字一音仮名との親和性がより顕著に認められるといえる。それは、二合仮名が訓との親和性をもっていることと対照的である。略音仮名は、二合仮名に比して、一字一音仮名と近接する環境におかれることが多いといえ、こういった状況は、子音韻尾字を単音節の仮名だと判断せしめる要素の一つとしてあったと考えてよいのではないだろうか。

四、結論

四・一 書き手と読み手がたどる道

書き手にとっては音声としての歌が先行している。つまりすでに決まっている語なり文なりを「どうやって書くか」という思案がある。読み手はその文字列を読んで、音声としての歌を同定するのだから、ちょうど書き手のとった道筋を逆さまにたどる形に見えるが、佐野「二〇一一」がいうように「並行」というのがふさわしい。同じ道を往復するのではなく、並行的に並んでいるところをそれぞれ通るのだ。たとえば読み手側からみた時には、個々の文字が備える読みの範列系(読みの選択可能性)が開かれる。そして書き手が通る道では、やはり語形(音節)に当てはまる文字の候補としての範列系(文字の選択可能性)を開かれることであろう。読み手は、その書き手が主として通る思案の道を通るわけではない。つまり、どんな字の候補が他にあるだろうか、などということとは思悩まない。書かれて、眼前に提示されているものに向き合うからである。

書き手は、音に対する文字の候補をまずは並べ、その下位層として、各文字がもつ読みの範列系が参照される場合も時としてあるという構造になっている。対して読み手は、前述の通り文字に対する音の候補をまずは並べる。どういう文字をあてようかと思案すること、提示された文字をどう読むかということとは表裏のようで表裏でない。クには「久」「苦」「九」があるがどれがいいかと考えるのと、「久」にはクとヒサシがあるがどちらかと考えるのとは、違う。読み手は、書き手の通った思案の道そのものをさかのぼるのではなく、そこと並行的にある、書き手の設定した道を歩む。

そして、読み手が、書かれた歌に対峙する時、一つの文字だけを睨んで絞り込める場合と、そうでなくその周囲を見渡すことでみえてくる場合とがある。これは、書き手もそうである。確かに、訓字であれ仮名であれ、一字一字あてていくのではあるが、しかし、全体を、あるいは少なくとも分節で区切られた単位などを考慮にいれないままませるとは考えにくい。ここにどんな字をあてようか、ということと思案するためには、その前後はどうか、さらにその前後はどうかということにも意識が及んでいるはずであり、読み手もまた、一つをみながらその周囲を、周囲をみながらその一つを、という視点移動を繰り返しつつ、読解していく。

四・二 読み手にとっての「用字法」と「表記法」

ある一字をどう選んでどこにどうあてるかというその一つ一つの行為が用字法である。よって、これを読み手側に置換した時、ある一字をどう読むか、これを仮に「用字読解」とよぶことにしよう。冒頭章で述べたように、読み手が読み解いていく過程を、この用字読解の次元でのみ捉えてしまう——つまり、一字一字を読んでいくという行為だけで捉えてしまうのは妥当ではない。ことに短歌程度なら、一つの視界に納まることが多いわけで、全く他をみずにその一字一字だけをみて読みを確定していくほうがむしろ考えにくい。理論上一字一字を読んでいくには違いないが、現実には、本当に一字一字ごとに分断されているわけではないのである。さて、書き手が、あるまとなりや、ひいては一首全体をどう書こうかということに思いが到った時、それはいわば用字法の集まりに意識が向いていることを意味し、そういうあるまとなりにおける「体制的・規範的な枠組み」があるならば表記法とみなせることをすでに紹介した。この次元にまで読み手のほうが認識を及ぼす場合を仮に「表記読解」とよぼう。先ほどいったような、一首まるごと目に飛び込んできて、そしてそれらの文字の性質に当たりをつけるというのも、これに相当する。その文字がどういう読みを持っているかという情報は、「用字読解」に含められる読み手の判断行為の一つであり、その文字がどういう性質の文字どもの並びにあって、どういった文字に従属したり、あるいは従えたりしているかといったことをも考えにいれて読もうとするのは「表記読解」に含められる読み手の判断行為の一つである。この、その文字がどういう並びにあって、とか、他の文字の情報をも合わせ考えているということは、つまり、先に仮設した「用字読解」の集積であるともいえるわけで、用字法の集積の先に表記法があるとされることとちょうど対照をなすように、読み手側の思考・読解過程も説明できるだろう。

四・三 考察結果から―訓字主体表記における略音仮名という判断

もう一つの子音韻尾字である二合仮名も使用される環境にあって、読み手がその子音韻尾字由来の仮名が略音仮名だと判断できるのは、その文字自身の情報と、環境情報を合わせ考えた結果絞り込むことができるのではないだろうか。ある一字が略音・二合に両用されにくいということも、二度目以降にその文字に出会った時は影ながら読み特定の判断を支えるだろう。もちろんそういった判断の際に全ての判断条件が同時に成立している必要はない。その文字をよく知っていて、それだけで当たりをつけ得ることがあっただろうし（たとえば「曾」という字について、その読み手は「コソ」で使われているのしかみることがないということもあり得ただろう）、反対に、その子音韻尾字が初見である（つまり、略音仮名か二合仮名か、どちらでよく使われるかとか仮名主体にでてくるかといった情報を有していない）時、表記読解レベルで、前後の字のありようから推量して、一字一音仮名に挟まれているからこれも単音節ではないか、と想定する、というようなことである。訓字主体表記における略音仮名と二合仮名の弁別判断について考えた時、用字法と表記法の連続的なありようとそれと並行的にある読み手のありようを伺い知ることができる。

おわり

稿者自身にも、萬葉集を学び始めた当初よりも振り仮名無しで原文をそれなりに読めるようになってきたという実感を得られた経験がある。そして、萬葉集歌に触れる機会を蓄積するにつれて徐々に仮名と音節の結びつきを知識として有するようになっていき、それによって読んでいるのもさることながら、視認したと同時に複数数字が固まりでみえ、同時にそれが表す語も脳裏に浮かぶ場合があることは、決して稿者だけの個人的な経験ではないだろうと思う。たとえば「家里」「奈牟」「良武」などである。また末尾に「鴨」字がみえた時にもすぐに認知できるといったようなことなども挙げられる。本論中でも触れたが、一字一字の読みを知っていて、それによって文字列を読解していくということは、理論上はそうでも、実際は他の情報もあわせて読み解いていることが多いのだと思う。それこそ「鶴鴨」がそうであるように、文字の並びと位置というのも読解に際して重要な意味をもつ。

萬葉集における、仮名主体表記と訓字主体表記それぞれの仮名使用において、仮名が、どれだけ各語との密着性をもっているかというのは重要な点である。いわゆる表音文字として仮名が使われていても、特定の語の表記に目立って頻繁に使用されるならば、それは一種の表意性を帯びていることになる。「音訓を問わず、仮名表記の文字面の特定化（固定化）」は、視覚的な意味喚起性につながる二次的な表意性を生む（井手至「一九九九」と指摘される通りである。無論、どういった線引きでもって二次的な表意性があると認めるかは様々で、結局は読者（とその能力）それぞれに委ねられているところはある。極端な喩えだが、現代日本人で漢字はそれなりに知っているが萬葉集には親しんでいない人にとって、訓字主体表記でしばしばみられる、末尾に表記された訓仮名「鴨」は「かも」と読めたとして、そこに二次的表意性の喚起はない。反対に、我々が現代日本語表記の「を」をみて、もはや格助詞のそれしか思い出さないのは、もちろん国語政策と教育が背景にあって、上代の表記論と一緒にしてはならないけれども、表音文字が表語的に固定化するということを実感するにはよい例だろう。萬葉集歌享受にあって、文字とその読みを、語の中に使われているいわば「実例」から学習していくのを主とする限り、それが繰り返し使われているところ、あるいはその仮名どもが連なった形で一語をなしているのに触れる機会が、多ければ多いほど、目は養われていくのであろう。

前述したように、「登」は約五六〇例中の約三六〇例が助詞「と」を記すために使われる。本来は表音のための文字である萬葉仮名が、いわば訓字主体、仮名主体という差異をこえて特定語彙に専用化していくような道筋があるとすれば、萬葉集歌表記が結局一字一音表記を指向し得たこと、また次代の平安朝文学がほぼ総仮名で書いていることは、表音ではありながらも語との密着度が高いゆえに、音にとどまらない喚起力を有したゆえである、と見通すこともできよう。共通して広く使われる字母というものを考える時、やはり、それによって書かれる語というものを考えることが有効になると思われる。ある語を書くための綴りが、その資料内のみならず、資料の差異をこえて再生産され、蓄積されるのであれば結果的にそれをバラバラの仮名に戻した時、資料間をこえて共通する語とその個々の字母も、当然同じ分蓄積されている計算になる。逆にいえば

そういった基本的に共通する字母とは、語を書く時の綴りが一定化し、再生産を繰り返すことで形成されていく面があるのとみることができるのではないだろうか。

【注】

- 1 二合仮名が多くを占める m 韻尾 p 韻尾と逆に略音仮名が多い t 韻尾と ng 韻尾というこの傾向は、主に仏典声明の字音資料に基づいて帰納されているところの、日本漢字音における子音韻尾字の開音節化の順位と一致する。詳細は尾山慎「二〇〇七・b」にて論じているのであわせて参照されたい。
- 2 二合仮名についての詳細は、尾山慎「二〇〇六」[「二〇〇九」]「二〇一〇」にて論じている。
- 3 佐野氏は、用字法と表記法の二層で捉える視点は、直前に引用した井手至氏の言に着想を得たものと述べられている(直談)。
- 4 本稿で考えていることは、すでに相当数の文字の音訓を知っており、そしてほばいづれか一方でそろえる、あるいは混ぜたりして歌は書かれるということを知識として有している人物という前提で素描したものである。文字の音訓は知っているが、歌表記に様々な形があり得ることを知識としてもっていない人間(たとえば現代人で、萬葉集を原文で全く読んだことのない人などに喻えればわかりやすい)の思考過程は考慮にいれていない。そういう場合は、一文字一文字を眺んで、あらゆる読みを試す風潰し型がまず試みられることだろう。また、このような歌表記を読み解いていく経験を蓄積することは、当然文字の読みや書くスタイル、傾向などが学習される機会にもなったと思われ、単に慣れていくといえることのみならず、同時ににそういった知識獲得、直感を磨く機会としてもあり得たと考へるべきであろうが、次第に知識や能力が向上するという変異的な要素はここではひとまず除外して話を進めることにする。ここで「書き手」「読み手」という場合は、萬葉集で幾例もみられるような文字の音訓にある程度精通しており、少なくとも書かれた歌を読む、そして時に書くことも一定量経験している人間を一般化したものとして考えている。
- 5 和歌の定型と正書については佐野宏「二〇〇七」に詳しい指摘がある。
- 6 詳細は尾山慎「二〇一二」に論じているのであわせて参照されたい。
- 7 尾山慎「二〇一一」において「二合仮名は(中略)、仮に一字一音の文字列に混じって使われたとしても、単音節仮名の文字列に埋没してしまい、多音節に読んでもらおうにも、かえって効率が悪くなることを見越してのことではなかったか」と述べた。
- 8 詳細は尾山慎「二〇一一」に論じているのであわせて参照されたい。
- 9 こういった字母使用の頻度調査にあたっては、そもそも音節の数が違うことによる差異についてどう捉えるかという問題がある。つまり、たとえばマにあてられる「末」字が多いか少ないかというのは、マという音節がどれだけ歌にあらわれてくるかということによってそもそも左右されるということである。理論的には、字母の使用頻度前に、音節の使用頻度でもいべき段階がある。しかし、各音節が歌の中の語形でどれほどあらわれるかということは仮名主体表記と訓字主体表記それぞれで必ずしも均一でないのに、かように上位字種がほぼ一致することとは、いずれの歌巻にせよ、ある音節に対して、子音韻尾字音仮名を使おうとする時、「よく使う字母」というのがあったとみるべきということになると考へる。

《文献》

- 井手 至「一九九九」『仮名表記される語彙』(『遊文録 国語史篇二』和泉書院一九九九)
- 乾 善彦「二〇〇三」『漢字による日本語記の史的研究』(塙書房)
- 「二〇〇七」『仮名の位相と萬葉集仮名書歌卷』(『萬葉集研究 第二十九集』塙書房)
- 犬飼 隆「二〇〇五・a」『上代文字言語の研究【増補版】』(笠間書院)
- 「二〇〇五・b」『木簡による日本語書記史』(笠間書院)

- 内田賢徳 「二〇〇五」『上代日本語表現と訓詁』（搞書房）
- 大野 透 「一九六二」『萬葉假名の研究』（明治書院）
- 沖森卓也 「二〇〇〇」『子音韻尾の音仮名について』（『鎌倉時代語研究』第二十三輯）
- 尾山 慎 「二〇〇六」『萬葉集における二合仮名について』（『萬葉語文研究』第二集）
- 「二〇〇七・a」『萬葉集における子音韻尾字音仮名について』（『萬葉』一九八号）
- 「二〇〇七・b」『萬葉集における略音仮名と二合仮名―韻尾ことの偏向をめぐって―』（『文学史研究』四七号）
- 「二〇〇九」『萬葉集における非固有名詞表記二合仮名の機能について』（『萬葉』二〇五号）
- 「二〇一〇」『萬葉集における二合仮名と多音節訓仮名について』（『萬葉』二〇七号）
- 「二〇一一」『二合仮名と略音仮名に両用される字母を巡って』（『萬葉集語文研究』第六集 和泉書院）
- 「二〇一二」『二合仮名の定位』（『文学史研究』五二号）
- 佐野 宏 「二〇〇七・a」『歌』を書くための条件について』（『國語と國文學』第八四卷一一号）
- 「二〇〇七・b」『倭文体の背景について』（『国語文字史の研究』十）
- 「二〇一〇」『萬葉集の唱詠と定型の枠組み―定型』の変遷について―』（『萬葉集研究』第三十一集）
- 「二〇一一」『萬葉集における歌の「表記体」と用字法について』（萬葉学会全国大会要項集 二〇一一年一〇月八日 於園田学園女子大学）
- 橋本四郎 「一九五九」『訓假名をめぐって』（『萬葉』三三二号）
- 「一九六六」『多音節假名』（『高橋博士追悼萬葉學論叢』澤瀉博士喜壽記念論文集刊行會）
- 毛利正守 「二〇〇三」『和文体以前の「倭文体」をめぐって』（『萬葉』一八五号）
- 「二〇〇八」『倭文体の位置づけをめぐって―漢字文化圏の書記を視野にいれて―』（『萬葉』二〇二号）
- 「二〇〇九」『歌木簡と人麻呂歌集の書記をめぐって』（『萬葉』二〇五号）
- 「二〇一〇」『萬葉集における訓仮名と二合仮名の運用』（『叙説』第三七号）

【付言】

・本稿をなすにあたり佐野宏氏より貴重なご意見を賜った。ここに記して感謝申し上げます。

・本稿は平成二十三年度科学研究費補助金（若手研究（B）…課題番号二二七二〇一六一）「古代文献における子音韻尾字を中心とする萬葉仮名の研究」による研究成果の一部である。